

試験問題（解答時間50分）（100点）

法人税法

問1

次の資料に基づき、当社の当期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）における税務調整すべき金額について、計算過程を示して求め、解答欄の から に数値を入力しなさい。

（計10点）

- (1) 当社の償却方法は従来から建物について定額法を、建物以外の資産について定率法を選定し届け出ている。

種類	法定耐用年数	取得価額	当期償却費 (損金経理)
建物	24年	36,000,000円	3,000,000円
車両運搬具	6年	3,120,000円	1,600,000円

(注1) 建物は他社において事業の用に供されてから14年を経過したものを当期の6月15日に取得したものであり、同日から事業の用に供している。

(注2) 車両運搬具は他社において事業の用に供されてから6年を経過したものを当期の11月4日に取得したものであり、同日から事業の用に供している。

(注3) 上記の建物、車両運搬具は中古資産であるが、取得後の残存耐用年数を見積もることが困難であると認められる。

- (2) 償却限度額の計算上、使用する償却率等は、下記のとおりである。

- ① 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率及び平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率等

耐用年数 償却率等	2年	6年	8年	10年	11年	12年	18年	24年
定額法の償却率	0.500	0.167	0.125	0.100	0.091	0.084	0.056	0.042
定率法の償却率	1.000	0.417	0.313	0.250	0.227	0.208	0.139	0.104
改定償却率	—	0.500	0.334	0.334	0.250	0.250	0.143	0.112
保証率	—	0.05776	0.05111	0.04448	0.04123	0.03870	0.02757	0.02157

- ② 平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率等

耐用年数 償却率等	2年	6年	8年	10年	11年	12年	18年	24年
定率法の償却率	1.000	0.333	0.250	0.200	0.182	0.167	0.111	0.083
改定償却率	—	0.334	0.334	0.250	0.200	0.200	0.112	0.084
保証率	—	0.09911	0.07909	0.06552	0.05992	0.05566	0.03884	0.02969

〔減価償却〕

(単位：円)

(1) 建物

① 見積耐用年数

$$(\text{ } - \text{ }) + \text{ } \times \text{ } = \text{ } \rightarrow \text{ } \text{ A } \text{ 年}$$

② 償却限度額

$$\text{ } \times \text{ } \times \frac{\text{ } }{\text{ }} = \text{ } \text{ B }$$

③ 償却超過額

$$\text{ } - \text{ } = \text{ } \text{ C } \text{ (加算・留保)}$$

(2) 車両運搬具

① 見積耐用年数

$$\text{ } \times \text{ } = \text{ } \rightarrow \text{ } \text{ 年}$$

② 償却限度額

$$\text{ } \times \text{ } \times \frac{\text{ } }{\text{ }} = \text{ } \text{ D }$$

③ 償却超過額

$$\text{ } - \text{ } = \text{ } \text{ E } \text{ (加算・留保)}$$

問2

次の資料により、当社の当期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）における税務調整すべき金額について、計算過程を示して求め、解答欄に数値を入力しなさい。なお、・・・は解答欄の選択肢から選択すること。（計22点）

当社の期末資本金の額と期末資本準備金の額の合計額は100,000,000円であり、別表四の税務調整後の仮計の金額は34,800,000円である。

(1) 交際費等に関する事項

当期において損金経理により交際費勘定に計上した金額の内訳は次のとおりである。

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 会議に際して供与した茶菓の費用 | 60,000円 |
| ② 得意先に対する中元・歳暮の贈答に要した費用 | 840,000円 |
| ③ 仕入先を料亭で接待した費用（1人当たり10,000円を超えるもの） | 384,000円 |
| ④ その他税務上の交際費に該当する費用（接待飲食費に該当する金額はない。） | 960,000円 |

(2) 旅費交通費に関する事項

得意先の記念式典に出席するために要した旅費及び宿泊費の600,000円を、当期において損金経理により旅費交通費勘定に計上している。

(3) 雑費に関する事項

当期において損金経理により雑費勘定に計上した金額には次のものが含まれている。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ① 町内会に対し秋祭りのために支出した金額 | 60,000円 |
| ② 仕入先の従業員に対して取引の謝礼として支出した金額 | 120,000円 |

(4) 寄附金に関する事項

- | | |
|---|------------|
| ① 日本赤十字社に対し支出した金額（財務大臣の承認を受けたもの） | 1,600,000円 |
| ② 某政治団体に対する政治資金として支出した金額 | 144,000円 |
| ③ 独立行政法人日本学生支援機構（特定公益増進法人に該当する。）の事業費として支出した金額 | 440,000円 |
| ④ 日本商工会議所の事業費として支出した金額 | 80,000円 |

[交際費等の損金不算入額]

(単位：円)

(1) 支出交際費額
 $\square + \square + \square + \square = \square A$

(2) 損金算入限度額
 ① 接待飲食費損金算入基準額
 $\square \times 50\% = \square B$
 ② 定額控除限度額
 $\square \times \frac{12}{12} = \square$
 ③ ① < ② ∴ $\square C$

(3) 損金不算入額
 $\square - \square < 0 \therefore$ 調整なし

[寄附金の損金不算入額]

(単位：円)

(1) 支出寄附金総額
 ① 指定寄附金等
 $\square D$
 ② 特定公益増進法人に対する寄附金
 $\square E$
 ③ その他の寄附金
 $\square + \square + \square = \square F$
 ④ ① + ② + ③ = \square

(2) 損金算入限度額
 ① 特別損金算入限度額
 $\left\{ \square \times \frac{12}{12} \times \frac{\square G}{1,000} + (\square + \square) \times \frac{\square H}{100} \right\} \times \frac{\square}{\square} = \square I$
 ② 一般寄附金の損金算入限度額
 $\left\{ \square \times \frac{12}{12} \times \frac{\square J}{1,000} + (\square + \square) \times \frac{\square K}{100} \right\} \times \frac{\square}{\square} = \square L$

(3) 損金不算入額
 ① $\square - \square - \square M = \square$
 (注) $\square < \square \therefore \square M$
 ② $\square - \square < 0 \therefore$ 調整なし

問3

次の文の から に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。 (計22点)

(1) 一括償却資産の損金算入

① 内容

内国法人が した で取得価額が のもの（所有権移転外リース取引に係るリース資産等及び少額の減価償却資産の取得価額の損金算入の適用を受けるものを除く。以下「対象資産」という。）がある場合において、その対象資産（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）の全部又は特定の一部を一括したものの（以下「一括償却資産」という。）の取得価額の合計額（以下「一括償却対象額」という。）をその の属する事業年度以後の費用又は損失の額とする方法を選定したときは、その一括償却資産につきその事業年度以後の損金の額に算入する金額は、 した金額のうち、次の金額に達するまでの金額とする。

$$\text{一括償却対象額} \times \frac{\text{F}}{\text{G}}$$

② 手続規定

(イ) ①の規定は一括償却資産の の属する事業年度の に、一定の事項の があり、かつ、一定の書類を している場合に限り適用する。

(ロ) 一括償却資産につき損金経理した金額がある場合には、一定の明細書を確定申告書に しなければならない。

1. 20万円以下	2. 20万円未満	3. 保存	4. 備付け
5. 記載	6. 添付	7. 取得	8. 事業供用日
9. 取得日	10. 事業の用に供	11. 30万円未満	12. 36
13. 60	14. その事業年度の月数	15. 減価償却資産	16. 棚卸資産
17. 中間申告書	18. 確定申告書	19. 損金経理	

問 4

次の資料に基づき、当期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の別表四及び別表五(-)Ⅱを完成させなさい。
(計10点)

株主資本等変動計算書（当期）

(単位：円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	40,000,000	1,200,000	4,000,000		80,000	45,280,000
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	10,000,000	7,200,000				17,200,000
圧縮積立金積立額				800,000	△800,000	0
剰余金の配当					△4,800,000	△4,800,000
剰余金の配当に伴う利益準備金積立金額			480,000		△480,000	0
当 期 純 利 益					37,159,200	37,159,200
当 期 末 残 高	50,000,000	8,400,000	4,480,000	800,000	31,159,200	94,839,200

(注1) 新株の発行による当期変動額

当期中に開かれた取締役会の決議により、増資を行った際に増加した金額である。

(注2) 上記の他、基準日が当期に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌期となるものの配当金の総額は4,600,000円であり、この配当金に係る利益準備金の積立額は460,000円である。

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

(単位：円)

区 分	総 額	留 保	社 外 流 出	
当 期 純 利 益	A	B	配 当	C
			その他	

【別表五(-)Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書】

(単位：円)

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資 本 金 等 の 額
		減	増	
資 本 金 又 は 出 資 金				D
資 本 準 備 金				
差 引 合 計 額				E

問5

次の資料に基づき、当社の当期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における税務上調整すべき金額について、計算過程を示して求め、 から に当てはまる数値を入力しなさい。（計16点）

- (1) 当期中に收受した配当等の額は次のとおりであり、配当等の額は当期の収益に計上し、源泉徴収税額は当期の費用に計上している。

銘柄等	区分	配当等の額	源泉徴収税額	配当等の計算期間
A 株式	配当	960,000円	196,032円	令和7年1月1日 ～令和7年12月31日
B 株式	配当	304,000円	—	令和6年6月1日 ～令和7年5月31日
C 株式	配当	600,000円	142,701円	令和7年1月1日 ～令和7年12月31日
D 証券投資 信託受益権	収益分配金	480,000円	73,512円	令和7年1月1日 ～令和7年12月31日
E 銀行預金	預金利子	10,000円	1,531円	—

(注1) A株式（非上場株式）は完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等以外に該当し、令和7年12月7日に取得したものである。

(注2) B株式（非上場株式）の持ち株割合は35%であり、元本はすべて数年前から所有しており、取得後元本に異動はない。

(注3) C株式の発行法人であるC株式会社はG国に本店を有する外国法人（外国子会社には該当しない。）である。

C株式の元本はすべて数年前から所有しており、取得後元本に異動はない。なお、源泉徴収税額142,701円のうち60,000円は外国で課されたものであり、所得に対する負担が高率な部分の金額はない。残額は国内において課された所得税額である。

(注4) D証券投資信託は令和6年10月30日に取得し、取得後元本に異動はなく、特定株式投資信託に該当しない。

(注5) 配当等の額の基準日等は、配当等の計算期間の末日とする。

- (2) 受取配当等の額から控除すべき負債利子の額は12,160円である。
- (3) 当社の当期の所得金額は14,000,000円（上記資料はすべて考慮済みである。）であり、法人税額（租税特別措置法の特別控除を控除した後の金額）は3,276,000円、法人税額計は3,943,800円である。

<別表四の調整>

1. 受取配当等の益金不算入額

(単位：円)

(1) 受取配当等の額
① 関連法人株式等 <input type="text" value="A"/>
② その他の株式等 <input type="text" value="B"/>
(2) 控除負債利子 <input type="text"/>
(3) 益金不算入額 (<input type="text"/> - <input type="text"/>) + <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text" value="C"/> (減算・社外流出)

2. 法人税額から控除される所得税額

(単位：円)

(1) 株式・出資
① 原則法 (注) 小数点以下3位未満切り上げ
(イ) <input type="text"/> × <input type="text"/> (<input type="text"/> ^(注)) = <input type="text" value="D"/>
(ロ) <input type="text"/> - <input type="text"/> = <input type="text" value="E"/>
(ハ) (イ)+(ロ) = <input type="text"/>
② 簡便法 (注) 小数点以下3位未満切り上げ
(イ) <input type="text"/> × <input type="text"/> (<input type="text"/> ^(注)) = <input type="text" value="F"/>
(ロ) <input type="text"/> - <input type="text"/> = <input type="text"/>
(ハ) (イ)+(ロ) = <input type="text"/>
③ ① <input type="text"/> ② ∴ <input type="text" value="G"/>
(2) 受益権 <input type="text"/>
(3) その他 <input type="text"/>
(4) (1)+(2)+(3) = <input type="text" value="H"/>

3. 税額控除の対象となる外国法人税の額

(単位：円)

<input type="text" value="I"/> (加算・社外流出)
--

問6

次の資料に基づき、当期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）においてそれぞれ損金の額に算入することができる償却限度額を計算し、税務調整すべき金額について、計算過程を示して求め、解答欄に数値を入力しなさい。なお、・・・は解答欄の選択肢から選びなさい。なお、交際費等の損金不算入額については計算する必要はない。（計20点）

- (1) 当社は、同業者団体（社交団体ではない。）に当期の4月10日に加入したが、加入に伴い損金経理により次の費用を支出している。

同業者団体に対するもの	加 入 金	600,000円	譲渡性、出資性を有するものではない。 (支払日…当期の4月10日)
	通 常 会 費	240,000円	経常的な運営費の分担額として支払ったものであり不相当に多額の剰余金は生じていない。
	特 別 会 費	180,000円	会員相互の懇親のために支出されるものであり、その懇親会は当期中に行われている。

- (2) 当社は、当期の8月15日に支払った材料倉庫の賃借権利金3,036,000円のうち900,000円を費用に計上しており、残額は資産に計上した。なお、当社が倉庫（耐用年数34年）の新築時に当社賃借面積分として建設費の大部分を負担し、原則として倉庫の存続期間中は賃借できる契約となっている。
- (3) 当社工場の最寄り駅から工場への通路に架設する橋（耐用年数45年）の負担金25,920,000円を当期の7月21日に支出し損金経理した。この橋は当社の工場への通路に架設する物であるが、付近の住民の交通の用にも供されているものである。

〔繰延資産〕

(単位：円)

(1) 同業者団体の加入金

① 償却期間
年

② 償却限度額
 × $\frac{\text{$ }{ × =

③ 償却超過額
 - =

(2) 倉庫の賃借権利金

① 償却期間
 × = → 年

② 償却限度額
 × $\frac{\text{$ }{ × =

③ 償却超過額
 - =

(3) 橋の負担金

① 償却期間
 × = → 年

② 償却限度額
 × $\frac{\text{$ }{ × =

③ 償却超過額
 - =

(単位：円)

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算	繰延資産償却超過額 (同業者団体の加入金)	<input type="text" value="C"/>	<input type="text" value=""/>		
	(倉庫の賃借権利金)	<input type="text" value="H"/>	<input type="text" value=""/>		
	(橋の負担金)	<input type="text" value="L"/>	<input type="text" value=""/>		
減算					
仮 計					

【令和7年度巡回監査士試験】法人税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	12
第1問	B	2,520,000
第1問	C	480,000
第1問	D	1,300,000
第1問	E	300,000
第2問	A	2,304,000
第2問	B	192,000
第2問	C	8,000,000
第2問	D	1,600,000
第2問	E	440,000
第2問	F	284,000
第2問	G	3.75
第2問	H	6.25
第2問	I	1,347,625
第2問	J	2.5
第2問	K	2.5
第2問	L	294,525
第2問	M	440,000
第3問	A	10. 事業の用に供
第3問	B	15. 減価償却資産
第3問	C	2. 20万円未満
第3問	D	8. 事業供用日
第3問	E	19. 損金経理
第3問	F	14. その事業年度の月数
第3問	G	12. 36
第3問	H	18. 確定申告書
第3問	I	5. 記載
第3問	J	3. 保存
第3問	K	6. 添付
第4問	A	37,159,200
第4問	B	32,359,200
第4問	C	4,800,000
第4問	D	50,000,000
第4問	E	58,400,000

問題番号	解答欄	模範解答
第5問	A	304,000
第5問	B	960,000
第5問	C	771,840
第5問	D	16,466
第5問	E	82,701
第5問	F	98,016
第5問	G	180,717
第5問	H	255,760
第5問	I	60,000
第6問	A	5
第6問	B	600,000
第6問	C	480,000
第6問	D	10分の7
第6問	E	23
第6問	F	3,036,000
第6問	G	900,000
第6問	H	812,000
第6問	I	10分の4
第6問	J	18
第6問	K	25,920,000
第6問	L	24,840,000